

殷代の「神權」と「君權」

— 武丁時代を中心として —

末次 信行

要旨

殷代武丁時代の神聖政治は、「帝(上帝)」信仰の厚さと廣さ、すなわち當時の内外の諸國によって支えられた、「神權」の強い性格であることを中心に述べ、その後、祖先神崇拜が盛んとなり、「帝(上帝)」信仰が相對化され、祖先神崇拜を通じて「君權」が強くなり、神聖政治が變質したことを論じる。

キーワード 神權、殷代、奉納

はじめに

『史記』卷三・殷本紀は、殷家の始祖・契から微子啓を宋國の始祖に立てるまでの歴史を、王統を軸に記したものである。この間の「神權」と「君權」の消長について、吳澤はその著書『古代史』の中で、簡略にまとめている①。

「殷代初年中年、即太甲・大戊・祖乙、直至武丁、神權政治的特色、十分濃厚、僧侶貴族俱有重大決定的權力！大戊・祖乙・武丁之所以能『中興』、得到巫賢・巫咸等神巫之支持不少！武丁之後、歷祖甲・祖庚(正しくは「祖庚・祖甲」の順―筆者注)・康丁・廩辛・武乙・太丁・帝乙到帝辛、神權政治就開始消沈、君權擡頭、不再有伊尹・巫咸・甘盤等那樣左右支配帝王的僧侶神巫的『賢臣』了！」

吳澤は、武丁までは神權政治であり、僧侶貴族に重大な決定權力があったが、祖庚・祖甲からは僧侶貴族の「賢臣」を用いる神權政治は後退し、「君權」が

殷代の「神權」と「君權」

擡頭したと理解した。また、殷代を「神權時代」とし、「鬼神思想沈浸的社會」であり「宗教僧侶權力的世界」とし、そしてこの世界の擔い手は「僧侶」「貴族」「巫史」などであり、文献では「伊尹・巫咸・巫賢・甘盤等」が該當し、出土甲骨版では、卜辭にみえ卜問を擔當する「貞人」や骨白記事にみえる「史官」などに當たるとした②。

この吳澤著『古代史』は、殷代の「社會歴史」を「中國古代奴隸制社會歴史」と認め、すなわち古代奴隸制社會を人類社會歴史發展過程中、必ず經過すべき段階として位置づけて執筆され、奴隸制經濟を中心に論じたものであるが、その當否は別として、「殷本紀」に武丁とそれ以降の王との間に線引きをし、神權政治を「僧侶貴族」が「重大決定的權力」を有した政治とする點は興味深い。筆者はここ五、六年にわたる占卜制度の検討から、この吳澤説と齟齬しない「神權政治」の一面を指摘した③。つまり、一連の考察の中で、「貢納者の検討を通して、『卜占』に對する共通の信仰あるいは『上帝』の存在に對する共通の信仰などが複雑に絡み合った形で、大貴族や殷王朝を支持協力、さらにはより直接に『神聖政治』に參畫しようとする政治勢力が林立とは言えなくも、かなり多く成立していた」と論じた④。こうした「神權政治」の形もしくは「構造」について、本稿では「神權」と「君權」の消長という觀點から検討し、より明確にしてみたい。

そこで、まず卜辭にみえる「帝(上帝)」の性格や能力あるいは神格について述べ、ついで占卜材料の奉納者、卜辭にみえ卜問される奉納者、複数の占卜機關の存在の意味などにつき順に検討したい。

一、卜辭にみえる「帝(上帝)」

甲骨文字の「帝1132」を「帝」と釋字したのは孫詒讓にはじまり異論はない^⑤。また、卜辭にみえる「帝」の性格あるいは能力または性格についても、郭沫若をはじめとして^⑥、諸説に極端な齟齬はみられない^⑦。そこで、「帝」関連の卜辭内容を整理している陳夢家説の要點を取りあげ、再確認しておきたい。

卜辭にみえる「帝」すなわち上帝は、「自然」と「下國」を管理する主宰者であるとし、上帝の管理下にある事項として、「年成」「戦争」「作邑」「王之行動」の四項目に陳夢家はまとめた^⑧。この四項目につき、「自然」と「下國」の管理との関連でまとめ直すと、「自然」には「年成」が^⑨、「下國」には「戦争」「作邑」「王之行動」の三者が該當する^⑩。「自然」と「下國」の管理を主宰する者が「帝」であり、「帝」の管理下にある「自然」とは、「年成」すなわち穀物の實りであり、「帝」の管理下にある「下國」とは、「戦争・作邑」すなわち土地の保全と「王之行動」ということである。したがって、「帝」の管理下での「王」の行動は「神聖」な性格を帯び、「帝」の許諾と佑助の下の戦争は「聖戦」といえる。「王之行動」のうち、田獵(狩獵)は「自然」と深く關わり、獲物は「帝」の恵みと觀念され、また、「年成(穀物の實り)」はその作柄が左右されているところから、「帝」の賜物ということになる。

筆者は「年成」すなわち「受年」關係卜辭ならびに氣象關係卜辭の一連の研究から、とりわけ武丁時代の卜辭にみえる「年成」、すなわち卜問される「年」は、その栽培期間から「麥」との説を提出し、當時の支配者の主穀と理解した^⑪。しかし、「王」の行動の神聖性、あるいは聖戦との占卜者の認識から類推すると、王朝による各種の祭祀のための「神饌」の意味合いもあつたにちがいない。あるいは御神酒を造るものであつた可能性も「帝」の賜物という觀點から推定される。むしろ、「神饌」としての穀物が、やがて支配者の主穀となつたと理解した方が妥當らしい。

「年成」「戦争」「作邑」「王之行動」などは、原則的には、「帝」に直接卜問される性格のものであつたが、「帝」に對して、こうした極めて重大かつ重要な問題について直接卜問されている時代は、「帝」信仰の厚い時代であるにちがいない^⑫。

たとえば、とりわけ深刻な問題として戦争がある。武丁時代には戦争が多く、

そして戦争に勝利するには「帝」の「又(佑)」すなわち「帝の助け」が必要であり、あるいは王の出征には「帝」の許諾が必要であつた^⑬。卜辭には、「甲辰卜、爭1045貞、我伐馬1630方、帝受我又?一月(合集六六四正||丙一一四)」とあり、「馬方」征伐に「帝」は「我」に佑助を授けるか否かを問うている。また、「辛酉卜、設2864貞、今者王从望乘伐下危³²⁷²、受又又(合集六四八二正||丙一三三)」とあり^⑭、「王」が「望乘」に従い、もしくはは從え^⑮、「下危」を征伐するのに「帝の助け」はあるか否かを「帝」に卜問したと解せられる。當時の軍隊を動かすのに「帝」の意志を問う必要があつたのである。そして「帝の助け」ありとの「王」の占斷が下されると、出陣ということになる。

ちなみに武丁時代の戦争規模は例えば、西方に位置する「土方」を征伐する場合、「三千」「五千」の數が、「登人」もしくは「共1022人」される卜辭例があり^⑯、三千人あるいは五千人規模で兵士などを投入する戦争があつたことが知られ、「帝」の意志を正確に讀み取る必要の多い時代でもあつた。筆者はかつて、殷墟の王墓域とされる西北岡の、無頭遺骸や身首分離遺骸を埋葬した多數の小墓群について、戦死者の墓との説を提出したことがあつた^⑰。上述のように、「帝」のための「聖戦」という意識が、その當時あつたとすれば、諸勢力に屬する戦士達の共同墓地という理解も可能となる。

穀物の實り(「年成」)にせよ戦争や町造り(「作邑」)にせよ、「帝」を崇拜する「信者」にとつて、「信者」の起居する、もしくは居住しようとする「土地」は「帝」の管理下にあつた^⑱。したがって、いわゆる「封建」の概念は「帝」信仰とともにあり、いわゆる「領土の保全」は占卜によって決定される性格のものであつたといえる。

「帝」の恩寵は、世俗的「王」あるいは君主たちにとって「領地」の保全であつた。さらに「帝」の神饌として育てられた穀物(麥)は、夏至のころに收穫されるところから、救荒作物としての役割が想定される。北中國のモンスーン氣候による、自然の降雨による天水農業の穀物の種類は、夏作物が主穀となる。キビ・ヒエ・アワなどの雜穀が中心である。このことは、後世長く變化しなかつた。當時は森林などの自然環境は異なつたであろうが、氣候はほぼ同様と推定されるところから^⑲、麥秋を迎える季節が端境期にあたり、前年の夏作物が不作のときには、「神饌」が、少なくとも支配者間には齎されたにちがいない。

さて、奉納者の中には、貞人と同名の者があり、また、稱號や官名を冠せられた者がある。稱號や官名には「王」「侯」「子」「帝」「羌」「臣」「小臣」「保」があり、^㉔「王」以外は固有名に冠せられるのが一般であり、各々の立場での奉納と解せられる。貞人と同名者をはじめ、それぞれには出身國があるのが通常である。そこで、これら固有名を、いわゆる諸「國」もしくは「國」の利害に關わる者と見做しておく。

ちなみに、李雪山氏の研究にしたがうと、殷代には「分封制度」いわゆる封建制度はすでにあり、殷王は「稱冊」「奠置」「作邑」の段階を経て、同姓ならびに異姓諸侯を「分封」し、「分封」された諸侯すなわち「封國」となった諸侯の「爵稱」として「侯・伯・子・男・任・亞・婦」の八種を指摘する^㉕。また「方國」については、短期的に殷王室に臣屬することがあっても、長期的には敵國あるいは獨立性のやや強い國を指すとす。こうした基準を設定し、李雪山氏は卜辭や金文の史料の比較的豊富にある四九の「封國」と三五の「方國」について、従来の研究を踏まえ詳細に考證し、諸國の地理的位置を比定し、基本的には「封國」は「方國」の内側にあり、「犬牙交錯」の状況を呈すとす^㉖。

李氏が考察した四九の「封國」と三五の「方國」のうち、占卜材料の奉納者は、「封國」二四者、「方國」九者を數える。

本稿の奉納者の固有名と符合する、李雪山氏の「封國」とされる例には、「先侯」は「⁰⁰⁴⁰」として、「犬侯」は「¹⁵⁸⁵」として、「侯商」と「子商」は「²¹⁴⁶、⁰⁵⁸⁰商²¹⁴⁶」として、「周侯」は「²²⁰⁴」として、「竹侯」は「³⁰⁹⁷、²⁹⁸³竹³⁰⁹⁷」として、「子央」は「⁰⁵⁸⁰央⁰²⁰⁹」として、「子雍」は「¹⁷⁵⁷」と「²¹⁸⁰」として、「子漁」は「¹⁸¹⁷」として、「子奠」は「²⁷¹⁶」として、「子畫」は「³⁰⁹²」として、「亞甬」は「¹⁰³⁸」として、「亞牧」は「¹⁵⁵⁵」として、「亞啓」は「²¹⁶⁶」として、「亞戈」と「子戈」は「²³⁹⁵」として、「亞束」は「²⁵²⁸束²⁵⁷¹」として^㉗、「亞畢」は「²⁸²⁵、³³²⁹畢⁰⁶⁵¹畢²⁸²⁵」として、「亞般」は「³¹²⁹」として、「亞橐」は「³¹⁸⁷、⁰⁰⁶⁴橐³¹⁸⁷」として、「婦妣」は「²⁹⁸³妣⁰⁴⁵⁹」として、「婦好」は「²⁹⁸³好⁰⁴⁶⁰」として、「婦娘」は「²⁹⁸³娘⁰⁵²¹」と「³²⁹⁸、²⁹⁸³良³²⁹⁹」として、「婦息」は「²⁹⁸³貞⁰⁷¹⁴」としてみえる。

また、李雪山氏の「方國」とされる例には、「目方」は「⁰⁶⁰¹、⁰⁰⁶⁴目⁰⁶⁰¹」として、「缶」は「⁰⁷³⁰」として、「絳¹⁵⁷⁴」は「¹⁵⁷⁴」として、「虎方」は「¹⁶⁶⁸」として、「鳳方」は「¹⁷⁶⁹」として^㉘、「龍方」は「¹⁸²⁷、²⁹⁸³龍¹⁸²⁷」として、「巨方」は「²²⁸⁵」として、「井方」は「²⁸⁵⁹、²⁹⁸³井²⁸⁵⁹」として、「危方」は「³²⁶⁶」としてみえる。

殷代の「神權」と「君權」

なお、殷代の「封國・方國」數について、李雪山氏は、卜辭には「封國」が二八五國、「方國」が八五國、都合三七〇國みえるとする^㉙。また、文獻にみえる殷代の諸國數について、『帝王世紀』には「三千餘國」とあり、『史記』卷四・周本紀の武王の九年、伐殷の最初の擧兵の時、期せずして盟津に會した者は「八百諸侯」とされ、下って春秋時代の列國を扱った陳盤の『春秋大事表列國爵姓及存滅表譌異』は二〇九國を掲げる^㉚。こうした數字から、奉納者二四者の大半が當時の諸國あるいは諸勢力と見做すと、決して少ない數とは言えない。さらに、この數字は當時の占卜材料奉納者の全てというわけでは無いらしい。ちなみに、この種の刻字を發見したのは胡厚宣であったが^㉛、從來は見落とされていた。文字の刻まれる位置が甲橋の反面や甲尾や骨白などにあり、また鋸削や鑿鑿などの整治作業で削り取られる例もあり、卜辭内容とも無關係であるなどに原因があり、したがって從來の出土甲骨にも採拓されていない場合も想定される。

また、胡厚宣は、卜辭ならびに文獻史料から龜版の來源は南方と西方からとし^㉜、骨版は殷代北方には牛が多いところから自給されるものとする^㉝。しかしながら、例えば、李雪山氏は龜版奉納者である「¹⁵⁷⁴」を「絳方」として山西省北部に比定しており^㉞、地名比定問題とも絡み、胡説を大筋で認めるもの奉納者と地域との關係については今後の課題としておく。

これら、諸國からの奉納者によって齎された占卜材料は卜問形式などが貞人などによって勘案され、占卜に用いられたらしい^㉟。そして占卜では、奉納者自身が卜辭に取りあげられ、卜問されることは稀ではなかった。

三、卜問される奉納者

卜辭に見られる奉納者名、すなわち、卜問の俎上に上される占卜材料の奉納者について検討してみたい。ただし、これらの例は多數あるが、紙幅の制限上、一端のみを取りあげる。

もっとも数多く卜問されているのは、當然ながら「王」である。「王³²⁴⁶（示骨）」は骨材を「示」という形で奉納した例が一例あるのみであるが^⑧、神聖政治的勢力の頂点として、枚擧に暇がないほど卜問に取りあげられ、「王」の公的行事や行動は常に占われている^⑨。

また、貞人は神聖政治勢力の中樞にあることは言を俟たないが、李雪山説によれば、殷王朝の「封國」の首領が來朝して官となった者とし^⑩、筆者もその李説を大筋で妥當として、「貢納者」と共通の貞人について、武丁時代以外の貞人を含め二九者を指摘し既に論じたところでもある^⑪。

貞人については、武丁時代の主たる者について取り上げたい。

○ 奉納者「²⁸⁶⁴（其他龜／乞骨）」

「²⁸⁶⁴」は、武丁時代の陳夢家のいわゆる賓組の主要な貞人として、自國の災厄を卜問する。「⁰⁹⁵²（入龜）」の奉納した龜版に「戊戌卜、設貞、³⁰²²暨設亡因（合集一三五〇五正）」とある。當該の卜問案件を提示する、いわゆる貞人は「²⁸⁶⁴」であるが、「^帝」の意志を読み取る、すなわちこの占斷は「王」によつたはずである。なお、奉納者「⁰⁹⁵²」は、いわゆる「子組」の貞人と同名であり、「花園莊東地H三」出土甲にみえる「子」とも字形は同じである^⑫。

○ 奉納者「²²⁸⁵（入・示龜）」

「²²⁸⁵」もまた賓組の主要な貞人であるが、「壬辰卜貞、²²⁸⁵亡因（合集一〇一八四）」とあり、「²²⁸⁵」の災厄が占われている。同版に貞人「²⁸⁶⁴」がみえ、武丁時代の卜辭である。ちなみに、「²²⁸⁵」は曾ては敵對する「方國」であったが、のちに臣下として服したとされる^⑬。

○ 奉納者「²⁹³²（氏龜／示其他骨）」

「²⁹³²」もまた賓組の貞人であるが、「貞、古來犬（合集九四五正）」とあり、「古」の犬の貢納の是非が占われている。

以上、武丁時代の貞人の數例を掲げたが、自國の安否などを、時には貞人自ら自國を「^帝」に問うているのである。

いわゆる「封國」は、王朝に臣屬する立場であるが、どのように卜問の俎上に上されているか、あるいは、殷王朝と敵對することの多かった「方國」とされる、もしくは「方國」であった、あるいは將來「方國」となった奉納者はどうであったか、また、「^帝」の賜物としての穀物の「年」を占われる受年地としての奉納者の性格などについて以下に、『類纂』番號順にそれらの一端を取

りあげたい。

○ 奉納者「⁰⁰⁴⁰（氏龜）」

「⁰⁰⁴⁰」は「⁰⁰⁴⁰侯」と見える。しかし、「壬戌卜、爭貞、乞令受¹⁰²⁶田于⁰⁰⁴⁰侯、十月（合集一〇九二三）」とあり、「受」による「田」が占れている。「田」については、この場合、田土の開墾の意味に解せられる。また、「²⁴¹⁹」との卜辭も見え（合集五三・七〇一七など）、攻撃を受ける立場で占われている。

○ 奉納者「⁰¹⁹⁷（花園）示龜、⁰⁶⁵¹大⁰¹⁹⁷（入龜）」

「⁰¹⁹⁷」については、奉納者としては「賓組」へは「⁰⁶⁵¹大（入龜）」としてみえ、「花園莊」へは「⁰⁶⁵¹大（示龜）」としてみえる。第一期にも「⁰⁶⁵¹大」としてみえ（合集六七九八など）^⑭、また「⁰⁶⁵¹大」は第二期・第三期の貞人とされるが、第一期との説もある^⑮。「⁰⁶⁵¹大」の動向は複雑であり、一推論を提示したことがある^⑯。

○ 奉納者「⁰²⁰²（入龜）」

「⁰²⁰²」は「⁰⁶¹⁵」を經由して奉納している。武丁時代の受年地としてみえ（合集九六八二正）、また武丁時代の「子組」卜辭の例ではあるが、「⁰⁹⁵²己丑子⁰⁹⁵²卜小王²⁰¹⁶田夫（合集二一五四六前二・二七・八）」とあり田獵地としてみえる。

○ 奉納者「⁰³⁸⁰（《自組》入龜）」

「⁰³⁸⁰」への奉納例である。「⁰³⁸⁰」は、いわゆる「自組」附屬の貞人。受年地としてみえる（合集九八〇二外四五七）。

○ 奉納者「²⁹⁸³姁⁰⁴⁵⁹（示龜）」、「²⁸⁵⁹井²⁸⁵⁹（示龜／示骨）」、「²⁹⁸³井²⁸⁵⁹（示龜／示乞其他骨）」

「²⁹⁸³姁」は「受年」を占う卜辭はじめ農業関係で多く占われている（合集九七五七、九九六六）。「²⁹⁸³姁」は武丁の配偶者の一人であり、出産が占われている（合集一八一他）。「²⁹⁸³姁」と同一人で奉納者「²⁸⁵⁹井²⁸⁵⁹（示龜／示骨）」の國の出身者と解せられるが、「²⁹⁸³姁」としてのいわゆる「封地」が與えられていたらしい。「²⁹⁸³井」は屬國とされ卜辭（合集一三三九など）には「²⁹⁸³井方」とみえるとされ^⑰、元來は獨立性の強い國であつたらしい。

○ 奉納者「²⁹⁸³好⁰⁴⁶⁰（入來示龜）」

「²⁹⁸³好」は「受年」と關わる卜辭がある（合集九八四八〇粹八六四）。「²⁹⁸³好」は、武丁の配偶者の一人で出産が占われている（合集一五四）。また「²⁹⁸³好」

との戦争の出陣を占う例（合集六四二二など）がある。

○ 奉納者「目0601（入龜）、羌0064目0601（示骨）」^④

「目」は、武丁時代には殷王朝と敵對することもあったらしく、「貞、呼雀1790 征目（合集九四五正）」とあり「雀」の攻撃を受ける立場が知られる。同時代にいわゆる爵稱としての「子⁰⁵⁸⁰」が冠せられ、「庚午卜、賓貞、子目婉嘉（合集一四〇三四正）」とみえ、いわゆる「封國」とされる。また「貞、呼目⁰⁷³⁸方（合集六一九四）」とあり、敵國「吉⁰⁷³⁸方」と何らかの關係を示す例がある。王朝との關係は複雑であるが、こうした觀點から占卜材料の奉納を理解すべきらしい。なお、「目方」と表現されるのは第三期卜辭（合集二八〇一〇）である。

○ 奉納者「缶⁰⁷³⁰（その他龜／その他骨）」

「缶」も殷王朝と敵對している。「王」（合集六八六〇など）・「子⁰⁵⁸⁰商²¹⁴⁶」（合集六五七一正など）・「多臣」（合集六八三四正）・「我史」（合集六八三四正）・「雀¹⁷⁹⁰」（合集六八三四正）による攻撃の是非が占われる例がある。「雀」に對しては「：卜、設²⁸⁶⁴貞、缶其²⁴¹⁹雀¹⁷⁹⁰（合集六八九九）」とあり、「缶」の反撃が占われている。王朝との關係について、「巳未卜、設²⁸⁶⁴貞、缶不其來見王（合集六八九九）」とあり「缶」が「王」に「來見」することの是非が占われている。王朝との微妙な關係が知られる例である。この微妙な關係を前提に、「缶」の奉納の記事刻辭を再考すると、龜材の奉納の甲橋刻辭に「缶乞」とあるのみで、「乞者」とも「被乞者」とも解せられ、當初は、「缶」を仲介者（乞者）としたが、そうではなく、「被乞者」すなわち奉納者に修正すべきであろう^⑤。骨材の奉納には仲介者「彼²²⁹²」を経て「岳¹²²¹」によって受納されていた（合集九四〇八）ので、いずれも仲介者を経た奉納者ということになる。武丁時代にはいわゆる「封國」の立場になかった者の奉納例になる。しかし、奉納者であるので、「帝」の信者であったはずである。

○ 奉納者「串¹⁰³⁸（入示龜）」

「串」は、「串⁰⁷³⁸方」として連名で見え、「吉方」と行動をともしたり（合集六〇八〇など）、「吉方」が「串」の土地に至ることを占っており、王朝に恭順しているとは見做されない（合集六一三二など）。しかし、受年地でもあった（合集九七九一正||丙三七四など）。敵國としてしばしば征伐の占われている「吉方」と深い關係も察知されるが、一方で王朝との交流もあり、王の

殷代の「神權」と「君權」

使者の派遣を問う例もある（合集七三三七など）。かなり複雑な立場であったらしい。

○ 奉納者「絳¹⁵⁷⁴（入龜）」

「絳」は、王朝に敵對する「絳方」として（合集九五九八）、あるいはいわゆる爵稱の冠せられた「絳伯」として（合集一一一八）占われている。また、「歷組」には「召²⁴⁷方」とともに征伐の對稱とされる例がある（合集三三〇一九）。「自組」卜辭には「絳」が「執²⁶²」される例がある（合集二〇三七三など）。また、王朝の農地開拓として、「衆人」に「令」して「絳方」に入り農作業（墾¹²¹²田）をすることの是非が占われている（合集六〇）。この開拓を「絳方」が望んだか否かは不詳であるが、「帝」の名のもとに占われたにちがいない。

○ 奉納者「犬¹⁵⁸⁵（示龜／示骨）」

「犬」は「犬」の「受年」を占う卜辭がある（合集九七九三）。「犬」は、「大侯」と武丁時代の卜辭にみえるところから（合集六八二二正）、いわゆる「封國」とされる。

○ 奉納者「虎¹⁶⁸⁸（入示龜）」

「虎」は「虎方」としてみえ（合集六六六七）、獨立性の強い國ではあるが、王朝との關係は良く、「庚戌卜、王其从虎師、亩²⁹⁵³辛亡災（英國二三三六）」とあり、「王」とともに「虎」國の軍隊の從軍が占われている。また、受年地としてみえる（合集一一）。

○ 奉納者「鳳¹⁷⁶⁹（入龜）」

「鳳」は受年地として「庚子卜、鳳受年（合集九七五八正）」とある^⑥。

○ 奉納者「龍¹⁸²⁷（取龜）、帝²⁹⁸³龍¹⁸²⁷（示骨）」

「龍」は、卜辭には「龍」「龍伯」「龍方」とみえる。「貞、呼龍以羌（合集二七二反）」とあり、「龍」を呼び出すことが占われ、あるいは「：設²⁸⁶⁴貞、呼龍于：」（合集八五九三）とあり、田獵にも呼び出されることがあり、「自組」卜辭（合集二〇七四一）に、「扶」が「龍」に「令」しているところから、殷王朝に帰順している例がある。しかし、「王」（合集六四七六）・「帝²⁹⁸³妍⁰⁴⁵⁹」（合集六五八四）・「貞⁰²¹²」（合集六六三〇）・「串¹⁰³⁸」（合集三一九七二）・「般」（合集六五九〇など）などなどによる「龍・龍伯・龍方」に對する征伐や侵略が占われ、王朝の敵對勢力でもあったことは確實である。さらに、「龍方」の干害も占われている（合集一〇一八七）。なお、「尋龍」は記事刻辭にみえるの

みである。

○ 奉納者「商²¹⁴⁶（入龜）、子⁰⁵⁸⁰商²¹⁴⁶（入龜）」

「商」の「受年」を占った卜辭がある（合集九六六一・九六六三）。

○ 奉納者「啓²¹⁶⁶（入・來龜）」

「啓」は武丁時代の田獵地としてみえる（合集一〇五五五・一〇五五七）。
婦好墓出土銘文（八二三方彝）に「亞啓」とあり④、いわゆる「封國」とされる。

○ 奉納者「雍²¹⁸⁰（示骨）」（また「雍¹⁷⁵⁷（示龜）」）

「雍²¹⁸⁰」の「受年」を占った卜辭がある（合集八一正・九七九八）。「子⁰⁵⁸⁰雍¹⁷⁵⁷（示龜）」と武丁時代の卜辭にみえるところから（合集三一）、いわゆる「封國」とされる。

○ 奉納者「甫²¹⁹⁷（入龜）」

「甫」は農業関連でよく見られ、「甫」の「受年」を占った卜辭（合集九七七九）、「受泰¹⁵⁰³年」を占った卜辭（合集一〇〇二二甲）、「受來¹⁵⁰⁵年」を占った卜辭（合集一〇〇二二乙）があり、さらには「始⁰⁴⁷³」の土地の農作業に動員されることを占った卜辭（合集九〇〇正・一三五〇五正）がみられる。「帝」の意志に従う行爲とすれば、「勞働奉仕」であるが、世俗的には強制労働あるいは「勞役」ということになるらしい。また、「自組」卜辭にもみえ、狩獵關係が占われている（合集二〇七一五など）。

○ 奉納者「戈²³⁹⁵（入龜）」

「戈」は「癸亥卜、王戈受年、十二月（合集八九八四）」とあり受年地としてみえる。武丁時代の卜辭（合集八三九七）に「戈方」とあり、獨立性の強い國であったらしいが、「歴組」卜辭（合集三二七七九）には「子⁰⁵⁸⁰戈」とあり、また金文（『續殷』上三八）に「亞戈」とみえ、いわゆる「封國」となったらしい。

○ 奉納者「奠²⁷¹⁶（入・取・來龜／示骨）」

「奠」は「子奠」（合集三一九五甲）などとしてみえる。また「奠」は單なる受年地としてみえるだけでなく（合集九七六六・九七六八）、「…卜、古貞、我在奠从龔¹⁸²⁸受年（合集九七七〇）」とあり、「奠」の地で「我」が「龔」を従え、あるいは従って農作業が行われたらしい。この「龔」も奉納者の一者であるが、「帝」の意志とすれば、「勞働奉仕」であるが、世俗的には強制労働ある

いは「勞役」ということになる。

○ 奉納者「壹²⁷⁹⁷（入・來・示龜）」

「壹」は第三期には貞人としてみえるが、武丁時代の「王」の出向地としてみえる（合集一四七三三）。

○ 奉納者「畢²⁸²⁴（入・示龜）」

「畢」は受年地としてみえる（合集九八〇二）。

○ 奉納者「畫³⁰⁹²（入來龜／示骨）」

「畫」は受年地としてみえる（合集九八一）。「畫」は、「子⁰⁵⁸⁰畫」として金文にみえ（『三代』六・九）、いわゆる「封國」とされる。

以上、「王³²⁴⁶」をはじめとして、貞人の「般²⁸⁶⁴」「巨²²⁸⁵」「古²⁹³²」を取りあげ、また、李雪山氏の「方國」とされる例のうち、「巨²²⁸⁵」以外に「目⁰⁶⁰¹」「兕⁰⁰⁶⁴」「𠄎⁰⁷³⁰」「𠄎¹⁵⁷⁴」「虎¹⁶⁶⁸」「鳳¹⁷⁶⁹」「龍¹⁸²⁷」「鬲²⁹⁸³」「龍¹⁸²⁷」「鬲²⁹⁸³」「姁⁰⁴⁵⁹」「井²⁸⁵⁹」「鬲²⁹⁸³」「井²⁸⁵⁹」を、さらに「封國」とされる例のうち、「𠄎⁰⁰⁴⁰」「犬¹⁵⁸⁵」「商²¹⁴⁶」「子⁰⁵⁸⁰商²⁸⁵⁹」「雍²¹⁸⁰」「雍¹⁷⁵⁷」「奠²⁷¹⁶」「畫³⁰⁹²」「𠄎¹⁰³⁸」「啓²¹⁶⁶」「戈²³⁹⁵」「鬲²⁹⁸³」「好⁰⁴⁶⁰」を取りあげた。他に「大⁰¹⁹⁷」「臣⁰⁶⁵¹」「大⁰¹⁹⁷」「夫⁰²⁰²」「𠄎⁰³⁸⁰」「甫²¹⁹⁷」「壹²⁷⁹⁷」「畢²⁸²⁴」を取りあげた。そして、王朝に敵對する「方國」であった者も、主要な貞人として活躍する「巨²²⁸⁵」もあり、「封國」にせよ、「方國」にせよ、すなわち王朝に臣屬するにせよ、敵對するにせよ、そうした關係が極めて流動的であって、固定的もしくは絶対的な性格であったとは解せられない。また、王朝との世俗的關係が不安定な場合、占卜材料は、「乞者」などの仲介者を経て奉納されたらしい。世俗的臣從關係が安定的ではないということは、いわゆる「王」の權力が弱かったということであるが、占卜材料がかなり廣域から齎されているところから、「帝」の意志を信じ、王朝の公的占卜機關に對する信頼が厚い。そこには「帝」崇拜の優越があったにちがいない。卜問の俎上に上された「奉納者」は、下された占斷を信じ従ったが、必ずしも王朝の世俗的利益に沿ったものではなく、それを超越したところに、この時代の特徴があるらしい。

また、受年地や開墾などの農業關係が占われているが、必ずしも臣屬する者の土地というわけではなかった。「帝」の神饌ということであれば、不自然なことではないが、「帝」の意志が制御される時代になると、「帝」の權力が「王」の權力に取って替わる可能性をふくむことになる。

四、神聖政治の變質

「君權」の伸張を議論する場合、「神權」とのバランス何如が問題となる。卜辭には諸勢力の支持支援のもとにある「帝」崇拜と「殷王の祖先神」崇拜のバランス何如として現れると解せられる。

郭沫若はかつて『尚書』周書・大誥を引用し、殷人の卜問對象は「天」であり、「天」と稱せられるのは「殷周之際的時候」ではあるが、殷墟時代にはすでに「至上神」の觀念は存在したとして、殷代の「至上神」について述べ、「帝」の稱號について、殷の「起初」には「帝」とされたものが、「晩年」には「上」字が加えられ、對概念として「下帝」の存在を指摘し、帝乙時代の卜辭には「文武帝」とあり、「文丁」の死後、追稱として「帝」が付せられ、やがて「殷代末年」には「人王」にも「帝」が用いられた、とした^⑨。

この郭説を大筋で妥當とした胡厚宣は、「帝」に「上」字が付せられる時期として、すでに武丁時代の卜辭にみえるとし、「□□卜、爭、□上帝降奠（南師一・三一―續存上一六八）」を取りあげる^⑩。さらに、「人王」に「帝」の稱號が用いられる時期については、祖庚・祖甲時代の卜辭例として「□□王卜曰、茲下若茲桑于王帝（續存上一五九四）」を取りあげ、「人王」の場合、「下帝」という表現ではなく、「王帝」と稱されたとする^⑪。「王帝」が「人王」の場合の「帝」にあたり、「上帝」に對する語とすることである。そしてこの祖庚・祖甲時代の卜辭の「王帝」は死んだ父・武丁のこととする。すなわち、「人王」の死後の追號として「王帝」なる語があるということである。ちなみに、趙誠は「乙卯卜其又歲于帝丁一年（合集二七三七二）」にみえる「帝丁」は亡くなった武丁に對する尊稱とする^⑫。この卜辭の分期について、『合集』の時代區分は第三期であるが、趙誠は第二期（祖庚・祖甲時代）とする。

要は、「帝」という稱號は、時王に對して用いられることはなく、亡くなった先王に對する尊稱として用いられる性格のものであったということである^⑬。「帝」とのみ稱された時代、その權限と「人々」の信仰は絶大なものであった。そして「帝」が「上帝」と稱され始めることで、その權限が相對化されるということも、すでに吳澤の指摘するところでもある^⑭。つまり、「帝の權限」は殷王の祖先神に移讓されてゆくことになる。とはいえ、右から左へ移讓されるというべきものではなく、「帝」としての權限そのものは不變である

殷代の「神權」と「君權」

が、「帝」に配せられた神々、いいかえると「帝」を取り巻く神々、とりわけ、殷王の祖先神の靈力あるいは威力が増大するという形をとる。祖先神の祭祀が周祭（五祀）として定着し、殷王の「帝」に對する圧力が増強するということがらしい。この意味するところは、従来の「帝」信仰が、諸勢力（貞人など）の相互牽制の上に乗っかっていったのに對して、殷王の宗教的勢力に一本化され、他の勢力を排除する方向に舵が取られた、ということである。

祖先神は異類に祭られることを喜ばない、という祖先信仰のもつ本質がある。『左傳』僖公三十一年（前六二九）に「鬼神非其族類、不歆其祀」とあるように祖先祭祀にはこの普遍的性格を伴う。「帝」の權限そのものは不變であり、「帝」の存在はそのままであるが、「帝」を意のままに動かす獨占的手段として「祖先祭祀」が位置づけられるとすれば、當然、これは殷王の「君權」の強化に連動することは言うまでもない。ここに神聖政治は變質を遂げることになる。「帝」崇拜による「神聖政治」から殷王の祖先祭祀による「神聖政治」へと變質したのである。

そうだとすれば、この「變質」が何時から生じたかということが問題となる。「帝」ではなく「上帝」との表現が、武丁時代すでにあったとすれば、つぎの問題は、武丁時代のいつ頃からか、という困難な課題に直面する。

『尚書』周書・無逸などによれば、武丁時代の治世は、五九年間とされる。ほぼ六〇年という長期間の治世において、こうした「變質」のあったことは想像に難くない。この「變質」の萌芽は、占卜自體と卜辭内容の兩者にみられる。前者については、占卜時には卜問者（貞人）と占斷者が異なるのが「賓組」卜辭の場合、通例であるが、占斷者である「王」が卜問者（貞人）を兼ねる例（合集一四〇正）があり、こうした「王」一人による「卜問と占斷」が大多数を占めると、「君權」の強化に連動するはずである。

後者の卜辭内容から知られるものでは、「神界」の状況の變化を占ったものである。「神」の世界の秩序に變化がみられる卜辭内容がある。例えば、『合集』一四〇二正「丙三九」の卜辭に、「貞、咸賓于帝」「貞、大甲不賓于帝」「貞、下乙不賓于帝」というのがある。武丁時代のものである。「咸」は大乙を指すとされ、大甲・下乙とともに祖先神であり、三者を「帝」に「賓」せんか、との意味の卜辭である。「帝」に祖先神を配享、すなわち配し祭ることの是非を占っている。こうして、祖先神を「帝」に近づけるという手段が講じられ、

「帝」の左右に祖先神を配する工夫を占トという手段で、貞人たちを説得したらしい。また、時代は武丁時代ではなく、祖庚時代の「歴組」卜辭で、いわゆる「王卜辭」ではあるが、諸勢力の支持は微弱な占ト機關の卜辭に「庚午貞、秋1881大雉1779于帝五玉³²⁵³臣血²⁶⁴³、在祖乙宗卜（合集三四一四八〇粹一一〇）がある。「帝五玉臣」に對する「稱冊」の儀禮あるいは「雉1779」という祭祀の是非が占われているらしい。「在祖乙宗卜」とみえるところから、祖先である「祖乙」の宗廟で占トが行われている。この宗廟での占トの意味するところは、「帝」に直接卜問するのではなく、祖先神「祖乙」に對して卜問されていると解せられる。すなわち、「祖乙」を通して「帝五玉臣」に對する儀禮もしくは祭祀の是非を問うているのである。この案件が「祖乙」の権限内に属するということである。「帝五玉臣」とは「帝」の重臣らしいが、こうした手段が講じられ「帝」の意志を制御することになったらしい。

このようにして「神聖政治」が變質するとともに、奉納者名が特記されなくなり、祖先神の祭祀が、月次祭のごとく占われ、卜問内容が多様でなくなる。とりわけ、田獵が盛んに占われ、實際に行われるようになることは、「君權」強化の一環として、また「君權」の象徴的な現れといえる。

おわりに

占ト制度あるいは占ト材料の奉納の検討から帰納される、上述のごとき「神權政治」は、武丁時代の、「帝」信仰が絶大な「神力」を發揮していた期間の「神權政治」の有り様であり、この信仰が諸勢力、すなわち内外の勢力に行き渡っている時期のそれである。そして諸勢力のうち、王朝主宰の占トに宗教的權威を認め、殷王を靈的能力の強い者として、あるいは殷王の占斷力を神聖なものとして、「帝」の意志を體現するものとして相互に容認するものが占トに参畫した。こうした文化的基盤のうえに武丁時代はあったということである。想像を逞しうすれば、「靈的能力の強い『王』」とは、『國語』下・楚語の觀射父の言葉にみえる、「地」界を秩序づける力を有する者、すなわち「智」「聖」「明」「聰」を兼ね備え、「天」から「明神」を降された「覲巫」に近い性格を有する者として、諸勢力には映った可能性もある。占トは「帝」信仰の及ぶ

「範圍」が、當然、卜問の俎上に上され、「範圍」内の諸勢力のうち、あるものは王朝の「卜府」に行き、貞人として卜問を擔當し、あるいは「史官」として、占ト材料の管理などだけでなく、氣象や天文や曆に關する任務を擔當したらしい^⑧。換言すれば、「帝」信仰を共有する諸勢力は、自ら王朝の占トに参畫し、殷王はもちろん、自らを卜問上に上し、殷王の占斷を仰いで「帝」の意志を予知し、その予知を受け行動を起こしたのである^⑨。そして、この諸勢力の信仰の強さの證しの一つとして、占ト材料の「奉納」があり、占ト材料の収集と管理があった。しかし、この「信仰の強さの證し」は、とりもなおさず、「帝」の意志が明確に卜兆として現れやすい品質のもの、あるいは得體の知れない占ト材料で自身を占って欲しくはない、というもので、占トに關わる諸勢力が相互に、その材料の「品質」の「保證」を求めたからである^⑩。

これら奉納者の絶大な支持支援による「帝」崇拜の嚴然たる存在は、武丁の五九年に亙る長期間のある時期から殷王の祖先神の神聖勢力の増大によって相對化する。「帝」崇拜を基盤とする「神權政治」は、殷王の祖先神で「帝」の周囲を固める方策によって、祖先祭祀を基盤とする「神權政治」に變質した。そしてこの「變質」は取りも直さず殷王の「君權」の強化を意味した、というわけである。

なお、宗教學的には次のようになるらしい。「帝」崇拜を軸とする殷王朝は、「國際」的色彩を帯びるところとなり、排他性が稀薄であるという点において「世界宗教」的一面がみられた。ところが、殷王の祖先神に對する信仰の増強によって、「帝」崇拜が相對化され、やがて祖庚・祖甲時代には排他的な「祖先祭祀」が、「帝」信仰を包み込むことになったと解せられる。專家の御教示を乞う。

了

註

- ① 『古代史』四〇二―三頁、棠棣出版社、一九五三年。
- ② 『古代史』第三編第一章第三節「神權與王權的邊變」、棠棣出版社、一九五三年。

- ③ ここ五、六年間の研究成果としては、「殷王朝の卜占制度概説(上・中・中下)」(『金蘭短期大學研究誌』第三一・三三・三四號、二〇〇一・二〇〇二・二〇〇三年)、「卜占用龜骨の貢納制概略(上・下)」(『千里金蘭大學紀要・短期大學部』第三五・三六號、二〇〇四・二〇〇五年)、「殷墟花園莊出土龜甲の貢納記事について」(『郵政考古紀要』第三六號、二〇〇五年)がある。
- ④ 前掲「殷墟花園莊出土龜甲の貢納記事について」六四頁。
- ⑤ 孫詒讓『契文學例』(一九一七年)上一八葉。ただし、「帝」字のもの形あるいはその意味については諸説ある。
- ⑥ 郭沫若「先秦天道觀之進展」『青銅時代』三〇一六頁、人民出版社、一九五四年。初出は『先秦天道觀之進展』商務印書館、一九三六年。
- ⑦ 島邦男は、郭沫若説・董作賓説・胡厚宣説・陳夢家説を総括し、「自然を支配する力」「人事に禍福を降す力」の二項にまとめ、「自然を支配する例」「人事に祐禍を降す例」「帝の許諾を下す例」「上帝の稱謂」に分けて卜辭を検討する(『殷代墟卜辭研究』一九一八頁、汲古書院、一九五八年)。
- ⑧ 前掲『殷墟卜辭綜述』五六一〜七一頁。
- ⑨ 「帝令雨足年(前一・五〇・一)」や「貞佳帝耆我年二月(合集一〇二二四正)」とあり、降雨すなわち「自然」と「年成(穀物の實り)」との因果關係を認識していたことから、「年成」を「自然」の管理とする。
- ⑩ 陳夢家は、上帝の能力には「令雨」「令風」「令饑」「降奠」「降禍」「降敵」「降食」「降若」「帝若」「受又」「受年耆年」「咎」「帝與王」「帝與邑」「官」「帝與其它」の二六項目掲げる(前掲『殷墟卜辭綜述』五六一〜七一頁)。「自然」の管理にはほぼ入る項目としては「令雨」「令風」「令饑」「降奠」「降禍」「降敵」「降食」「降若」「帝若」「受又」「受年耆年」などがあり、「下國」の管理に入る項目が「咎」「帝與王」「帝與邑」「官」「帝與其它」と解せられる。
- ⑪ 末次信行『殷代氣象卜辭の研究』第六章参照、京都・玄文社、一九九一年。
- ⑫ 祈年卜辭などの場合、「帝」に配された「自然神」や「祖先神」に「年(みのり)」を祈ることを卜問する例が多いが、卜問対象は「自然神」や「祖先神」ではなく、「帝」へ問いかけたものと理解される。前掲『殷代氣象卜辭の研究』第六章参照。
- ⑬ 前掲『殷墟卜辭綜述』五六七〜八頁。
- ⑭ 合集六四八六丙二卜辭も同文。

殷代の「神權」と「君權」

- ⑮ 「望乘」は武將らしい。『殷商史』四九頁参照。
- ⑯ 卜辭の具體例は「登人三千呼伐土方(合集六四〇七七ト通一八)」「丁酉卜、設2864貞、今者王共1022人五千征土方受又、三月(合集六四〇九二後三一・五)」としてみえる。
- ⑰ 末次信行「殷墟における『有功者』の墓(上・中・下)」『金蘭短期大學研究誌』第二六・二七・二八號、一九九五・一九九六・一九九七年。
- ⑱ このことは、「禘」祭からも知られる。
- ⑲ 鈴木秀夫『氣候變化と人間』第一章、大明堂、二〇〇〇年。
- ⑳ 「示」者についての諸説には「致送」説、「擱置・保存」説、「祭祀」説、「鑽鑿」説、「鑽鑿指示」説、「檢視・驗收」説があり、筆者は「卜用指示」説を提案している。前掲「殷王朝の卜占制度概説(上)」九〇〜一〇頁参照。
- ㉑ 張秉權『甲骨文與甲骨學』第十二章「人名地名與方國」参照、國立編譯館、一九八八年。
- ㉒ 李學勤・彭裕商「殷墟甲骨分期研究」上海古籍出版社、一九九六年。
- ㉓ 李學勤・彭裕商兩氏によれば、占卜材料ならびに刻辭部位の時期的變遷について、次のように述べる。武丁初期(自組)には龜材の甲尾刻辭があり、甲橋刻辭もみられ始め、武丁中期の「賓組」時代になると、甲橋刻辭が甲尾刻辭に取って代わり、骨臼刻辭も出現し、武丁晩期には甲橋刻辭が消亡するが、骨臼刻辭は残り、骨面刻辭が比較的多くなる。そして武丁末期から祖庚・祖甲時代の「出組」には骨面刻辭のみとなる。以上のように理解する。
- ㉔ 前掲「殷墟花園莊出土龜甲の貢納記事について」六〇〜三頁
- ㉕ 花園莊H三出土龜版の時代については、武丁前期説と晩期説がある(前掲「殷墟花園莊出土龜甲の貢納記事について」六四頁)。
- ㉖ 「羌」は身分もしくは立場を示す用語とした(前掲「卜占用龜骨の貢納制概略(下)」一八頁参照)。
- ㉗ 李雪山『商代分封制度研究』第二章第三節「商代分封諸侯的爵稱」、中國社會科學出版社、二〇〇四年。
- ㉘ 前掲『商代分封制度研究』三二二頁。
- ㉙ 「新束」は「束」の範疇にあると解しておく。
- ㉚ 李氏は「方國」とするが、卜辭に「鳳方」との表現は見えない。次節参照。
- ㉛ 李雪山『商代分封制度研究』三二二頁、中國社會科學出版社、二〇〇四年。

- ③② 陳盤『春秋大事表列國爵姓及存滅表誤異(增訂本)』(中央研究院歷史語言研究所、一九六九年)は、卜辭にみえる國名との關係についても考察している。
- ③③ 董作賓『殷墟文字乙編』序文、中央研究院歷史語言研究所、一九四九年。
- ③④ 胡厚宣『殷代龜卜之來源』『甲骨學商史論叢初集』第三册、齊魯大學國學研究所專刊、成都、一九四四年。
- ③⑤ 胡厚宣『武丁時五種記事刻辭考』『甲骨學商史論叢初集』第三册、齊魯大學國學研究所專刊、成都、一九四四年。
- ③⑥ 前掲『商代分封制度研究』二二五頁。
- ③⑦ 奉納者名の刻まれた龜版の用い方。例えば、丙二二〇二二一は、五枚の龜版の正反の拓本であるが、五版の卜問内容は同じで、同内容を五度占ったものであり、脱落部分はあるものの、ほぼ同じ大きさである。このうち、張秉權氏の讀みによれば二版に「文(文編0700) 3375(入二)」との記事刻辭があり、龜版が二枚ずつ奉納されたらしく、したがって四版は刻辭に名のある者の奉納らしい。残る二版は、大きさなどが勘案されて選ばれたものにちがいない。
- ③⑧ 李雪山氏は、この「王」を「一國族『王』」とするが、文例が異例であるところから、殷王と判断した。前掲「卜占用龜骨の貢納制概略(下)」一四頁参照。
- ③⑨ 『類纂』一二四五〜六一頁。
- ④① 前掲『商代分封制度研究』六〇頁。
- ④② 前掲「卜占用龜骨の貢納制概略(下)」二五〜六頁。
- ④③ 前掲『商代分封制度研究』六五頁、二一九〜二二二頁。なお、「夕生亘2285方(合集三三一八〇)」として占われているが、「歷組」の占卜機關らしい。
- ④④ 前掲「殷墟花園莊出土龜甲の貢納記事について」六一〜二頁参照。
- ④⑤ 孟世凱『甲骨學小詞典』「各家所定甲骨卜辭貞人時期表」参照、上海辭書出版社、一九八七年。
- ④⑥ 前掲「殷墟花園莊出土龜甲の貢納記事について」六一〜二頁参照。
- ④⑦ 前掲『商代分封制度研究』二二七頁参照。
- ④⑧ 「目0601」は「臣0651」と字形が紛らわしく同じ字の可能性もある。
- ④⑨ 前掲「殷王朝の卜占制度概説(中)」『記事刻辭にみえる固有名關連文字集』

50参照。

- ⑤① 前掲『商代分封制度研究』(二〇一頁)に「鳳方」とするが誤讀。
- ⑤② 『先秦天道觀之進展』商務印書館、一九三六年。『青銅時代』所收、三〜一六頁、人民出版社、一九五四年。なお、「帝」字について、Bibron説にしたがい、Bibron文字の榮を殷代に翻譯した文字とし、Bibron文字の意味は天上のすべての神々の通稱であるのに對し、「帝」は至上神のみの稱號で、至上神とは「自己之祖先」で殷民族の宗祖神とした。文獻にみえる宗祖の帝馨は帝俊のことで、卜辭の「高祖夔」とする王國維説をさらにすすめ、帝舜も同一人とした。したがって、「帝」は至上神であり宗祖神でもあったとの説も同時に述べている。
- ⑤③ 胡厚宣「殷卜辭中的上帝和王帝(下)」『歷史研究』一九五九年第一〇期。また胡厚宣・胡振宇『殷商史』四九四頁、上海人民出版社、二〇〇三年。
- ⑤④ 前掲「殷卜辭中的上帝和王帝(下)」。また前掲『殷商史』四九五頁。
- ⑤⑤ 趙誠『甲骨文與商代文化』四六頁、遼寧人民出版社、二〇〇〇年。
- ⑤⑥ 張秉權『甲骨文與甲骨學』四一七頁、國立編譯館、一九八八年。
- ⑤⑦ 「君權之擡頭」と「神權之消沈」の現れとして卜辭の「上帝」の表現を取りあげる(『古代史』四〇三〜六頁)。
- ⑤⑧ 末次信行「殷代の一日の始まり」参照、『東方學』第八八輯、一九九四年。
- ⑤⑨ 征伐卜辭などの例に顯著に見られる。本論第二節参照。
- ⑥① 王の奉納品と卜辭内容、卜問内容と署名者や奉納者との關係が相互に絡んでいるところから、「品質」重視の現れとして諸勢力の奉納があったと考えられる。

《略稱》

○甲骨文字

(文字番號のみ) / 殷墟甲骨刻辭類纂(姚孝遂主編) / 一九八九年
文編 / 甲骨文編(增訂本) (中國科學院考古研究所編) / 一九六五年
新編 / 新編甲骨文字形總表(沈建華等編著) / 二〇〇一年

○卜辭拓片

前 / 殷虛書契前編(羅振玉編著) / 一九一二年
後 / 殷虛書契後編(羅振玉編著) / 一九一六年
卜通 / 卜辭通纂(郭沫若編著) / 一九三三年
粹 / 殷契粹編(郭沫若編著) / 一九三七年
續存 / 甲骨續存(胡厚宣輯) / 一九五五年
外 / 殷墟文字外篇(董作賓編著) / 一九五六年
丙 / 小屯·殷墟文字丙編(張秉權著) / 一九五七、七二年
合集 / 甲骨文合集(郭沫若主編) / 一九七八、八二年
英國 / 英國所藏甲骨集(上編) (李學勤等編著) / 一九八五年

○文献・その他

『三代』 / 三代吉金文存(羅振玉編) / 一九三六年
『續殷』 / 續殷文存(王辰輯) / 一九三五年
『類纂』 / 殷墟甲骨刻辭類纂(姚孝遂主編) / 一九八九年